

西宮市文化財審議会 会議録

見出しのことについて、西宮市文化財審議会運営要領第5条の規定により、下記のとおり文化財審議会委員長が会議録の調製を行った。

令和2年9月18日

西宮市文化財審議会

委員長 寺 沢 知 子

記

- 1 名称 令和2年度第1回西宮市文化財審議会（第24期第2回）
- 2 日時 令和2年9月18日（金） 午前10時から午前11時40分まで
- 3 場所 WEB会議
西宮市教育文化センター（郷土資料館） 講座室ほか
- 4 出席者 西宮市文化財審議会委員（出席者6名／定数6名）
委員長 寺沢知子
副委員長 長谷洋一
委員 藤井裕之
委員 志村 洋
委員 中江 研
委員 石井弘明

事務局

教育次長	坂田和隆
社会教育部長	上田 幹
社会教育部 文化財課長	俵谷和子
社会教育部 文化財課 係長	森下真企
社会教育部 文化財課 学芸員	笠井今日子
社会教育部 文化財課 学芸員	瀬尾晶太
社会教育部 文化財課 学芸員	東原直明
社会教育部 文化財課 学芸員	中谷真悠香
社会教育部 文化財課 学芸員	藤原亮太

- 5 会議の傍聴者
なし
- 6 会議録
（別紙のとおり）
- 7 公開及び非公開の別
公開

(別紙)
会議録

委員長

令和2年度第1回西宮市文化財審議会(以下、審議会)を開会する。

事務局

(開会挨拶)

委員長

事務局より出席者と傍聴者について確認されたい。

事務局

出席の委員は6名で、審議会は成立する。傍聴者は0人である。

委員長

議事に入る。事務局より、議題(1)令和2年度の事務局体制と事業について報告されたい。

事務局

(配付資料に基づき、令和2年度の事務局体制と事業について報告した。)

委員長

以上の報告について、質問・意見はあるか。

委員長

全国の博物館でさまざまな事業が中止・延期になっている。西宮市立郷土資料館の状況はどうか。

事務局

今年の夏に予定していた特別展示は実施できなかったが、それ以外の展示事業については実施する予定である。集会事業については、今までの方法を変更するなど、感染の状況を見ながら進めていきたいと考えている。

委員長

ほかに質問・意見はあるか。

委員

新型コロナウイルスの影響で郷土資料館の事業が中止・延期となるのは仕方のないことである。参考として、吹田市立博物館では、ホームページ上にバーチャル展示室を設置した。目に見える形で事業を実施する方法として、ぜひ検討してほしい。

また、無形文化財緊急調査については、対面で行うため今年度の実施は困難かと思われるが、山口地域の袖下踊りのほかにも調査の予定はあったか。

事務局

山口地域における調査のほか、来年度に向けた予備調査を西宮と大社地域で行う予定であった。後者については、現在、文献等の調査を行っている。

委員長

特集展示が始まっているが、展示の簡単な動画等があるとよいのではないか。先ほど

参考にあがっていたバーチャル展示室等のインターネットを利用した方法は、今後重要な要素になるものと思われる。今後の新型コロナウイルスの状況によっては、再度博物館等を臨時閉館する可能性などもある。検討してほしい。

委員長

次に、議題（２）報告事項について報告されたい。

事務局

報告事項（ア）～（オ）までをまとめて報告し、その後委員からの意見を聴取する。

事務局

（配付資料に基づき、（ア）国指定重要文化財 建造物「西宮神社表大門」について報告した。）

事務局

（配付資料に基づき、（イ）市指定重要文化財 絵画「絹本著色四社明神画像」について報告した。）

事務局

（配付資料に基づき、（ウ）市指定重要文化財 建造物「神呪寺仁王門」について報告した。）

事務局

（配付資料に基づき、（エ）市指定重要文化財 建造物「今津灯台」について報告した。）

事務局

（配付資料に基づき、（オ）市指定天然記念物「公智神社社叢」及び「甲山湿原」について報告した。）

委員長

以上の報告について、意見はあるか。

委員

公智神社社叢の報告について補足する。配付資料の写真では木の状態が不明確であるため、４月の現地調査で撮影した写真で説明する。問題の樹木は、樹高が15mほどある。神輿殿側からみると根元の地面がかなり浸食されており、その上に木がある状況である。全体的に崩れそうで、根こそぎ倒れる可能性がある。根元は以前の伐採により切株となっている。ひこばえが切株をのみこんでいる状態で、腐っていて非常に不安定である。早急に対処したほうがよい。

委員長

報告事項（オ）公智神社社叢について、質問・意見はあるか。

委員

台風シーズンも近く、最近は集中豪雨なども多いため危険であり、早く対処されるのがよい。社叢全体は天然記念物として保護されており、神輿殿も市指定文化財である。個々の木はご神木等ではなく、市指定文化財である神輿殿を守ることを優先したほうがよいと考える。

委員

神輿殿にも危害が及ぶ可能性がある、という話があったが、地盤そのものが崩れた場合、建物の被害も甚大になるように見受けられる。地盤の状況はどのように理解すればよいか。

委員

斜面自体は神輿殿側の地面から3メートルほどしかない。全体が崩れても大きな土砂崩れになるようなものではない。裏側の道路との間に3メートルほどの高さで盛土している。浸食されているが、木の根はしっかり入っている状態であり、総崩れするような状態ではない、と認識している。

委員

足元から建物が崩れるというよりも、神輿殿の屋根のほうが危ない可能性がある。建造物の保存という意味でも適切に早く対処してほしい。

委員

ゆくゆくはこの斜面を保護したほうがよいと思うが、幅2～3メートルほどで狭く、神社側との落差が3～4メートルほどある。上に大きいものがあると危ないため、大木を伐採し、低木の状態にすればひとまずは問題ないと思う。

委員長

非常に危険な状態であるように感じる。以前から問題になっていた件であり、今後どれくらいのスピード感をもって進めていくのか。

事務局

社叢の危険木については、景観樹林の保護というかたちで、伐採や強剪定をしてもらう方向で現在調整している。はやくとも来年度4月以降の実施になる。

委員長

これは天然記念物と建造物の両方に関わる問題である。もう少し早く対処できないか。

委員

台風シーズンの前に対処したほうがよいと思われる。

委員

危険木の措置が来年度以降になるのは、どのような理由なのか。

事務局

来年度で予算化を検討しているためである。

委員長

予算の問題ということであるが、審議会としては迅速に対処してほしい。

委員

建造物が壊れると、今考えている予算よりもはるかに膨大な予算が必要になる。適切な予算執行という意味では、前倒しも含めて強く要望してほしい。もう一度検討されたい。

委員長

審議会からは予算の前倒しでの執行が必要であるということで申し入れたい。

委員長

次に、報告事項（ア）西宮神社表大門について、質問・意見はあるか。

委員

西宮神社表大門の保存修理については適切に進められている状況である。非常に重要な墨書が出てきたと認識しており、建立の年代等、詳しい検討分析をお願いしたい。

西宮神社大練塀の試験施工については、いつくらいにどのような結果をもって次の段階に進められるのか。

事務局

大練塀の試験施工は今年の3月末までの期間であり、版築や左官施工は終了している。当初1年という話をしていたが、雨のシーズンや夏場の暑い時期を乗り越えることができたため、早い段階で方向性を示すことができるのではないかと考えている。11月に文化庁の調査官を迎えて現地指導をする予定となっており、その段階で観察してきた成果の確認と、来年度の本工事にむけてどのような方法を取るのか話を進めることになると思う。

委員長

次に、報告事項（ウ）神呪寺仁王門について、質問・意見はあるか。

委員

仁王門の屋根がき損した原因はわかるか。降棟だけ十分に固定されていなかったように見受けられるが、どのような状況で生じたか。

事務局

落下した降棟については、大棟から降棟を銅線で引っ張っている状態であった。その銅線が劣化したことで破断し、瓦の重量に耐え切れず落下したことが確認された。残り3棟の降棟のうち、南側降棟について、上から降棟を引っ張っていた銅線が切れていることがわかった。それにより瓦が下がり、鬼瓦に入り込んでいた。瓦をおろしたのち業者に確認したところ、銅線が切れている、もしくは怪しい状態であり、落下する直前の状況であったと聞いている。この降棟は平成元年に屋根瓦の補修がおこなわれた際に現在の形となっており、阪神・淡路大震災や、経年劣化のなかで、雨水が棟の上部にしみこんだことで、銅線が傷んだと考えられる。

委員

平成元年の修復が降棟のみであればよいが、仁王門全体で施行されている場合、銅線で結束している箇所はすべて危ない可能性もある。次の修理の際は、危険な箇所、あるいは今後損傷が進みそうな場所がないか十分確認してほしい。

屋根瓦そのものに古いものはほとんどないという理解でよいか。古い瓦が残っているのであれば、その保存方法についても重要になるが、いかがか。

事務局

平成元年に葺き替えた瓦は、平瓦、丸瓦のほとんどが新しいものである。鬼瓦、道具瓦の一部については旧来の瓦が残っていたが、今回の崩落で鬼瓦一つが潰れてしまった。降棟を取り外すことによってほかの鬼瓦は守ることはできた。旧来の瓦については、危険なものは取り外して保存し、新たな瓦に差し替えるかたちで、復旧工事を実施したい

と考えている。

委員

古い瓦を取り外して保存する場合、取り外したあとで見直すとどこにあったかわからないということが生じかねない。保存方法についても先方と検討して明確にしておく、今後なにか生じたときに再調査が可能になる。

副委員長

今回のき損は瓦の問題であり、建物に問題があるということではないか。

事務局

今回のき損に限ると、前回の屋根瓦補修以来の劣化が引き起こしていることになるため、瓦の問題であると考えている。しかし、阪神・淡路大震災のときに少し傷んでいた瓦がそのまま残っているほか、一部仁王門の足元が歪んでいたり、羽目板が落ちていたりするなどの損傷もみられる。本格的な修理が必要だとしたのは、それによるものである。

副委員長

仁王門の左右には仁王像がおり、もし大掛かりな修理になると仁王像を動かさなければならぬため、確認した次第である。

委員長

ほかに質問・意見はないか。

委員

古い瓦があることから、この機会に調査すれば瓦の関係などがわかる可能性がある。

委員長

全体修理の必要性について平成30年より事務局から説明を受け、調整していた。今回偶然参詣者がいなかったが、もし参詣者がいた場合、すでに修理の必要性について把握していたがなにも対処してこなかったのかなど、文化財の保全に関しての問題が出ていたものと思う。今回はじめて明らかになったことではない。さまざま理由はあると思うが、もし人身事故が起きていたときには問題になったと思う、いかがか。

事務局

以前から文化財審議会委員に見てもらっていた。阪神・淡路大震災の影響を受け、年が経つにつれて傷みが顕著である状態のため、全体修理をすることで意見をもらっていた。屋根は簡単に上がって確認できる場所ではなかったことから、今回は予定外のき損事故であったと認識している。非常に危険な状態であるため、今後なるべくはやい段階で全体修理に向かっていきたいと考えているが、補助事業として進める以上は所有者の事業負担となるため、所有者の意向等もふまえて進めたいと考えている。

委員長

次に、報告事項（イ）絹本著色四社明神画像について、質問・意見はあるか。

副委員長

報告内容について補足する。今年7月に修理状況の確認に行った際には、本紙のクリーニングまで進んでいる状況であった。精製水で洗浄し、ボンド系の保護膜を除去した

段階であった。欠損部分及び補修絹部分に電子線を劣化させた絹を当てて修理するが、この絹を留める肌裏紙をどこまではがしていくのかが今後の検討課題になる。肌裏紙の一部に彩色が確認されており、そのままはがすとその彩色も落ちてしまうため、彩色のない部分ははがし、裏彩色のある部分は確認をしながらの作業になる。

委員長

収納箱を新調するとあるが、もとの収納箱には箱書きがあったか。また、箱の作製年代はわかるか。

副委員長

箱に銘文はなく、材質は紙であった。細巻になって収納されていたため、新調する箱は紙から桐に替え、太巻を添えてなるべくしわにならないような形で保管できるように進めている。中心となるのは本紙の修理であるが、まわりの表装部分も協議を進めている。

委員長

次に、報告事項（エ）今津灯台について、質問・意見はあるか。

委員

計画は逐次状況を確認しながら進んでいる状況である。前回の平成31年度（令和元年度）第3回文化財審議会（以下、前回審議会）の報告からの変更点としては、石碑等の移設先の配置計画と、築山の計画である。築山の高さはどのくらいであるか。古い写真を確認すると、灯台の先には海が見えていた状態であったが、移設後は築山がみえる状態に変わるため、どのような高さを検討しているか。

また、灯台そのものの調査はすでにされていると思うが、もともと建っていた場所の調査について、地形の変化等、記録として残すとよい。とくに西宮の海岸の風景は大きく変わっており、調査をする良い機会と考える。

事務局

移設先の灯台の地盤は標高5.3メートルで、築山の高さは5.8メートルとなっており、差は50センチメートルある。この高さになったのは、築山の上に張芝を予定しており、張芝のメンテナンスの問題などからあまり高い築山だと難しいという意見があったためである。駐車スペースが1段下がっており、高さ4.8メートルであり、あまり高くせずとも車の存在を意識しなくなる高さを選んでいる。

現在地の調査については、まず解体をおこなってから順次確認調査をしていく予定である。基礎部分の石は、銘文も入っていることからそのまま移設する予定である。石の下の部分は、本格的な調査ができるかどうかは現在協議中であるが、地下の状況を確認する必要があると思っている。干潮時になると昔の石組みのようなものも現場では見ることができ、その確認も含めた現状の記録をしたいと考えている。

委員

基本的には地面より上の部分が建造物の調査の対象ではあるが、西宮の歴史的なものがどのように形成されてきたのかという観点で、地形の変化や、防災面から今津灯台を移設することになったということが、風景の変化とあわせて後世に伝えていけるものに

なるように今後調査をしてほしい。

委員長

前回審議会のときに、石碑等に移転させることに関して審議していたと思うが、なぜこの予定地に移動することになったのかなどの説明板が必要であると思う。

委員

条件は限られていると思うが、説明板は必要に思う。

事務局

移設すると初めからそこにあったのではないかという誤解を招く可能性がある、前回審議会のときに指摘をいただいた。移設に至った経緯等がわかるようにすることと、もとの場所は水没してしまうため、近いところに今津灯台が建っていたことを示すものを残すことで県との協議を進めている。

委員

水没するという話が出たが、もとの場所にブイを浮かすことなどは可能か。

また、スペースは限られているため、具体的な内容の説明板の設置は難しいかもしれないが、QRコードなどを使えばスマートフォンなどで詳しい情報をホームページなどでみることは十分可能な時代である。今津灯台を見学しに来た人がQRコードを読み込めば、過去の地理情報や歴史的経緯などをすぐにみることができる、あるいは地理情報から実際にたどることができるなどの工夫をするとよい。

事務局

現在、今津灯台の建つ場所は、統合排水機場の設置場所になる予定である。東川と新川が合流する場所であるため、不可能であると思われる。排水機場に一般の人は入ることができないことから、入口またはその外側で、今津灯台のあった場所がここであると説明ができればよいと考えている。

QRコードの利用については、今津灯台に限らず、西宮市内の文化財全体にかかわる話となると思われる。参考にしたい。

委員

今撮った写真に昔の写真を合成するシステムもあり、ビジュアルで確認することが可能になってきている。今津灯台があった場所付近のどこかに始点をきめてスマートフォンをかざすと写真としてみることができるようなシステムなども参考にされたい。

県の土木工事として今回の事業は実施されている。土木工事で今回のように文化財を動かすことがあることに対しては、それだけの予算措置が必要で、モノとして記録が残る、あるいは歴史として伝えうるものが付帯的に生じるということを理解してもらうためにもぜひ先方に要望してほしい。

委員長

全体に関して質問・意見はあるか。

教育次長

先ほど公智神社社叢の危険木の件について話があったが、もらった意見をふまえて、担当部局とも相談したいと思う。予算の兼ね合いもあり、今は来年4月以降で検討して

いるところだが、再度担当課とも危険度の状況や予算を含めた工事の可能性を検討し、報告できればと考えている。

委員長

続いて、議題（２）の報告事項（カ）日本遺産について、（キ）文化財保存活用地域計画について報告されたい。

事務局

（配付資料に基づき、報告事項（カ）日本遺産について報告した。）

事務局

（配付資料に基づき、報告事項（キ）文化財保存活用地域計画について報告した。）

委員長

報告事項（カ）日本遺産、（キ）文化財保存活用地域計画については、本日は状況説明であり、１２月に具体的な意見徴収をするということである。

質問・意見はあるか。なければ、審議会を閉会する。